

令和2年（2020年） 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和2年（2020年）10月29日
熊本市人事委員会

《報告及び勧告のポイント》

特別給（期末手当及び勤勉手当）を引下げ（△0.05月分）

- 1 特別給（ボーナス） 職員の年間支給月数が民間の特別給の年間支給割合より上回っているため、0.05月分引下げ（4.50月分→4.45月分）
- 2 月例給 別途、必要な報告・勧告を予定

1 民間との給与比較

（1）職種別民間給与実態調査の概要

市内の110事業所（企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の237事業所から無作為抽出）を対象に調査を実施。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、特別給（ボーナス）等の調査を6月29日から7月31日まで訪問によらない方法で先行実施
なお、月例給の調査については、8月17日から9月30日まで感染防止対策を徹底した上で訪問調査を実施

（2）公民の給与比較

特別給（昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給割合と職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を比較）

民間（A）	職員（B）	差（A）－（B）	（参考）人事院差
4.45月	4.50月	△0.05月	△0.04月

2 給与の改定について

（1）特別給（期末手当及び勤勉手当）

上記1（2）の特別給の差のとおり、職員の年間支給月数が市内民間事業所の特別給の年間支給割合を0.05月分上回った。国の特別給の改定状況等を考慮して、本年12月期の期末手当の支給月数を0.05月分引き下げることが必要

（2）実施時期

令和2年（2020年）12月1日から実施

【参考】勧告どおり特別給（期末手当及び勤勉手当）が改定された場合の職員一人当たりの年間給与増減額（試算）

改定後	改定前	増減額（改定後－改定前）
5,806千円	5,825千円	△19千円

※一般行政職の職員〔平均年齢41歳9月（41.7歳）、平均経験年数19年6月、配偶者・子2人を扶養〕の場合